

産業医の ページ

産業医からの 質問コーナー(18)

専務理事
兵働 邦彦
産業保健担当理事
伊東 清四郎

今回のテーマ：労働衛生保護具の着用について

回答担当者：江口 尚¹⁾ 日野 義之²⁾ 堀江 正知³⁾

1) 産業医科大学 産業生態科学研究所 産業保健経済学研究室

2) 産業医科大学 産業医実務研修センター

3) 産業医科大学 産業生態科学研究所 産業保健管理学研究室

【質問内容】

鉄製品部品のプレス加工、溶接による組み立てを主な業務としている金属関係の工場で嘱託産業医をしています。プレス時に金属片や溶接の火花が飛ぶにもかかわらず、作業員は暑さを理由に半袖の作業着を着て、長袖の作業着を着用していません。そのため、金属片や火花による前腕の外傷も発生しています。また、作業用安全靴の着用も徹底されていません。産業医としては、作業員に対し、適切な労働衛生保護具を着用するように説得しようと思うのですが、説得の材料となるような法律やガイドライン等がありますでしょうか？

【解説】

本件に関連し、法律や文献について、確認した中では、「長袖作業着」「作業用安全靴」について適当なガイドラインや文献を見つけることはできませんでした。しかし、「長袖作業着」を「保護具」と考えれば、労働安全衛生規則594条に皮膚障害防止用の保護具について記載があり、それを受け、同597条では労働者の使用義務が規定されています¹⁾。

まず、労働者に対しては、保護衣的意味をもつ作業服を着用しないことで、外傷を負うリスクがあることを説明し、正しい装着へ向け指導することが、まず行われるべきことと考えます。加えて、上述の法律的な観点から、説明を追加されてみてはいかがでしょうか？ また、本件は、作業者の安全衛生に直接係ることですから、安全衛生委員会で十分な討議をするのが適当と考えます。さらに強制力を持たせるために、必要であれば、就業規則などの社内規則や各種手順書などに「長袖作業着」「安全靴」の着用を義務化する条文を盛り込むことも検討されてみてはいかがでしょうか。法律的には、労働者に対しては、労働安全衛生法第26条に「労働者は……規定に基づき講ずる措置に応じて、必要事項を守らなければならない」とあり、今回の事例のように、労働者が事業者の講ずる措置を守らない場合には、第20条から第25条措置への対応措置義務に違反しているということにもなるようです。必要であれば、労働衛生教育などを通じて、労働者に、いわゆる労働者の「自己保健義務」という考えを教育し、作業着を正しく着用することを徹底すべきと思われます。

次に、事業者への対応について考えてみたいと思います。そもそも、労働安全衛生法では第20条から第25条に、事業者の講ずべき措置が記されています。今回の事例にある「プレス時の金属片や溶接の火花による前腕の外傷」というのは、前者が機械等危険防止措置、後者は電気等危険防止義務に関わるものと思

われます。このまま対策を講じずに、放置していると、事業者は、いわゆる「安全配慮義務」を果たしていないとみなされることにもなりかねません²⁾。この点を、事業者に伝え、対応を一緒に考えるようにしたいものです。

そもそも、長袖着用が徹底できない原因は、工場内の暑さにあると考えられます。よって、長袖着用のためには、空調設備の整備が不可欠と思われます。先生の質問内容から、これまで、長袖作業着を着用せずに作業をしていたために、労災と思われる外傷が起きているようです。空調設備にしても、全館冷房というのはコスト的にも非現実的であるため、スポットクーラーや大型扇風機などの、よりコストの低い設備での対応が現実的と思われます。中央災害防止協会の「安全対策の費用対効果」によると、安全への費用と、それによる効果の費用対効果比が、1:2.7であったという結果も得られているようです³⁾。決裁権のある経営層に対しては、事例の法律的な側面に加えて、このようなコストのデータも揃えて、説得を試みられてはいかがでしょうか。また、厚生労働省が小規模事業場等団体安全衛生活動援助事業を実施しており⁴⁾、事業場内の快適職場推進の一環として、空調設備などに助成金を出しています。当事業場が適応になるかどうか、一度、所轄の労働基準監督署に問い合わせるみてはいかがでしょうか。

最後に、今回の事例では、長袖の着用だけではなく、「プレス時の金属片や溶接の火花による前腕の外傷」という点にも着目すべきではないでしょうか。溶接時の火花は防ぎようがないかもしれませんが、プレス時の金属片は、金属片の発生する方向は決まっていると思われます。そこに、シールドや換気装置などを設置するなどの、作業環境改善の対策を実施することも、作業着の着用の徹底と併せて検討する必要があると思われます。

参考文献

- 1) 安衛法便覧
- 2) 労働安全衛生法違反の刑事責任—総論—(寺西輝泰著)
- 3) 経営者の労働災害防止責任 安全配慮義務 Q & A (中央労働災害防止協会編)
- 4) 労働衛生のしおり(平成15年度)

質問の連絡先

福岡産業医の会(電話 092-477-1294 FAX 092-477-1288)

E-mail: umeno.takako@jp.panasonic.com
